



平成 30 年 11 月 28 日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

～出産後の母親と赤ちゃんをサポート～

「福生市産後ケア事業」を開始します



福生市では、出産後、家族等から家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんが増加傾向にある実態を受け、平成 31 年 4 月から、「産後ケア事業」を開始します。

サービス内容として、「宿泊」、「通所」、「訪問」の 3 種類を設け、産婦の心身のケアや育児サポート等を行うことで、安心して子育てができるように産後の生活を支援します。

■時代の变化により求められる行政サービス

市の妊娠届出時のアンケート調査において、「産後の協力者がいない」と答えた妊婦は、平成 27～29 年度の 3 年間の平均値で約 7%という統計が出ています。核家族化や地域のつながりの希薄化等により、産後心身の回復、母親としての自信の獲得や親子関係の構築のための必要な支援が身近な近親者等から得られない方がいる現状を踏まえ、行政サービスにより、子育て世帯の安心感を醸成することが求められています。市では、産後ケア事業を実施することにより、赤ちゃんを迎えての新しい生活がより円滑に送れるためのサポートを行います。

■「産後ケア事業」の概要

【対象】 市内に住民登録がある産後 6 か月未満の産婦と赤ちゃんで、次の①～③全てに該当する方

- ① 家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない方
- ② 産後に心身の不調または育児不安がある方
- ③ 母子ともに医療行為の必要がない方

【利用内容】

- ① 母親のケア（健康状態の確認、乳房ケア、休養の確保など）
- ② 赤ちゃんのケア（健康状態の確認、沐浴、体重測定など）
- ③ 育児のサポート（授乳指導、沐浴指導、育児相談など）



【利用日数・利用料金（自己負担額）】

利用できる日数は、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型それぞれ 5 日以内。

種類	利用時間の目安	利用料金（自己負担額）
宿泊型	原則午前 10 時～午前 10 時	1 泊 2 日 6,000 円 1 日追加につき 3,000 円
デイサービス型（通所）	午前 10 時～午後 4 時	1 日 2,500 円
アウトリーチ型（訪問）	午前 9 時～午後 4 時の間で 1 日につき概ね 2 時間	1 回 1,500 円

* 生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯および市民税非課税世帯の方は、自己負担が免除されます。

* 多胎児の場合は、1 人につき宿泊型 3,000 円、デイサービス型 1,250 円が加算されます。



平成 30 年 11 月 28 日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

■利用の相談・申込みの流れ

利用相談

子育て世代包括支援センターの保健師との面談があります。
保健センターにご連絡をいただき、面談の予約をしていただきます。

利用申請

利用申請書を提出していただきます。

利用の決定

申請内容を審査し、利用決定した場合は、利用決定通知書を郵送します。

産後ケアの利用

自己負担額は、利用日当日に施設へ直接お支払いいただきます。

☆利用相談・申請場所：福生市保健センター内
子育て世代包括支援センター
福生市福生 2125-3
電話：042-552-0061
☆利用申請に必要なもの：母子健康手帳、印鑑

育児疲れで寝不足。
ゆっくり休みたい。



赤ちゃんの
成長が心配。

育児を相談
できる人がいない。

【問合せ】健康課 子育て世代包括支援センター係 ☎042-552-0061